

議案第10号

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、家屋」を削る。

第2条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 敷地整備・インフラ整備額 企業の立地に必要な土地の整備及び構築物の整備に要する経費の総額で規則で定める額をいう。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 敷地整備・インフラ整備助成金

第3条に次の1項を加える。

4 敷地整備・インフラ整備助成金は、指定事業者による企業の立地に伴う整備に対し交付する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 敷地整備・インフラ整備助成金 敷地整備・インフラ整備事業費に100分の25を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は敷地整備・インフラ整備事業費に100分の50を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号までのすべての」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 新たに用地を取得し、又は用地を借り受けて事務所等を新設し、増設し、又は借り受けること。

第5条第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「10人（中小企業者にあつては、5人）」を「5人（中小企業者にあつては、3人）」に改め、同号を第5号とする。

第5条第3号を次のように改め、第4号とする。

- (4) 第1号に規定する者にあつては用地の取得又は借受けにかかる契約を締結した日から、第2号に規定する者にあつては当該増設にかかる工事等の契約を締結した日、又は増設にかかる敷地整備・インフラ整備工事の契約を締結した日から規則で定める期間内に操業を開始すること。

第5条第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 企業が所有する土地に事務所等を増設すること。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。